

車いす等の安全な通行のため、私道整備の補助対象を拡大 「私道整備なんでも相談窓口」を開設

奈良市では、公道以外の道路「私道」の整備を促進し、個別対応する窓口「私道整備なんでも相談窓口」を開設します。

今回、バリアフリーの観点からも、市民により身近な私道の整備を見直し、車いすの方や高齢者の方も安心・安全に通行できるような私道の補修にも補助金を支給できるよう「私道整備事業補助金交付制度」を改正しました。

また、私道に関する様々なお困りごとをお聞きし、電話や対面で制度活用や改善方法についてわかりやすくご案内する私道整備の相談窓口を設置します。

- **制度の改正** 車いすが通れる細い私道の整備も最大80万円を補助
(補助率50~70%)

これまで
補助対象は、自動車が通れる1.8m以上の私道

これから
自動車が通れないが、
車いすが通れる0.9m以上の私道も補助対象に！



- **窓口の設置** 私道に関するご相談に個別に対応

- ・穴ぼこや傷みがひどく、車の運転が危ない…
- ・お年寄りや車いすの住民が増えたけど道が通りにくくて…
- ・雨が降ると道路が水浸しになって…



**奈良市の補助制度を
相談窓口でご案内**

1. 背景

令和2年7月に運用を開始した、道路の不具合をスマホ等で通報する「道路損傷等通報システム」は、令和3年度には366件もの道路損傷に関する通報に対応。そのうち、県道・国道は各担当部署と連携して対応し、市道は迅速な補修対応ができており、好評をいただいています。

◆令和3年度「奈良市道路損傷等通報システム」通報件数

	市道・行政財産道路	県道・国道	私有	合計
道路の穴ぼこ	288件	53件	25件	366件



一方、私有は様々なケースがあり、対応が困難な事例もありました。

特に、私有の補修に補助金を支給する「私有整備事業補助金交付制度」の要件に合わず、補助対象に至らなかった案件もありました。

そこで、さらに活用しやすく、効果的な私有整備事業補助金交付制度を目指し、過去に複数の相談のあったものについては申請の門戸を広げ、補助制度の活用促進に繋がる内容の見直しを行いました。

今回の制度改正の重点ポイント

市民の方の要望を踏まえ、高齢者、障がい者視点に立った見直し

改正前

幅員W=4.0m以上
W=4.0m未満～1.8m以上



最低でも自動車が通れる
1.8m以上の幅員が条件

改正後

幅員W=4.0m以上
W=4.0m未満～1.8m以上
W=1.8m未満～0.9m以上



自動車は通れないが、車いすが安全・安心に通れる0.9m以上の幅員に条件を緩和

PICK UP

- いくつか寄せられた主な私道整備補助の問合せの中で、以下のものについては補助対象になりませんでした。
 - ① 車椅子が通りにくいので舗装の補修を行いたいが、幅員が狭い。
 - ② 補助対象私道に面して居住はしていないが、土地を所有しており主に管理しているので、補助申請をしたい。
 - ③ コンクリート舗装が損傷している私道の補修を申請したい。
- 今回の改正では、特に補助対象私道の幅員を緩和することにより、それまで自動車の通行を前提とした私道に対して補助していたものを、より社会の実情に沿うように、車いすの通行のための私道も補助対象としました。

2. 制度改正・窓口設置の目的

市民の安全・安心な通行の確保の一助とすべく、
より活用し易い私道整備事業補助制度を目指し、周知を行う。

3. 制度改正施行日・窓口設置開始日

令和4年6月1日(水) ※当日からの申請に適用

4. 制度改正の概要（「奈良市私道整備事業補助金交付要綱 新旧対照表」参照）

① 補助対象者の追加

- 私道に接する出入口を有する敷地の主たる所有者、占有者又は管理者を追加。

→私道に接する住居の住民だけでなく、住居のオーナーも申請可能に。

※また、現状維持の工事（例：アスファルトからアスファルトへの舗装の打ち換え）については、所有者の承諾書が得られない場合、申請者の確約書をもってこれに変えることが出来るようにします。

② 補助対象私道の幅員要件の緩和

- 最低幅員 1.8メートル → 0.9メートルに緩和

→自動車は通れないが車いすが通行できる道幅の私道も対象に。

③ 別表（第5条関係）の見直し

舗装工事	道路の性格	最低幅員	補助率	補助限度額 (1件につき)
	通り抜け道路 私道の両端が公道に接している 場合	4m以上の場合	10分の9	150万円
		1.8m以上 4m未満の場合	10分の8	125万円
		<u>0.9m以上 1.8m未満の場合</u>	<u>10分の7</u>	<u>80万円</u>
	行き止まり道路 (別図のとおり 私道の一端が公道に接している 場合)	4m以上かつ私道に出入口を 有する所有者の異なる住居 が6戸以上の場合	10分の7	80万円
		4m以上かつ私道に出入口を 有する所有者の異なる住居 が6戸未満の場合	10分の6	50万円
		1.8m以上 4m未満の場合		
<u>0.9m以上 1.8m未満の場合</u>		<u>10分の5</u>	<u>30万円</u>	

5. 予算 令和4年度 5,000千円

私道整備事業補助金を活用した事例

6. これまでの取組

平成29年度 補助制度開始

平成30年度 改正

(補助件数)

- ・平成29年度…0件
- ・平成30年度…3件
- ・令和元年度…5件
- ・令和2年度…5件
- ・令和3年度…4件



7. 新設する「私道整備なんでも相談窓口」(予約制・利用料無料)

(1) 利用方法

- ①まずは電話もしくはHPでお問合せ・相談予約をお願いします。

電話 0742-34-5387 (土日祝を除く平日 9:00~17:00)

- ②来庁の場合は、奈良市本庁舎中央棟4階 道路維持課へお尋ねください。

(2) 目的

- ①私道整備に関する相談業務・情報提供
②奈良市私道整備事業補助金交付制度の周知・活用促進
③私道の整備に伴う原材料支給制度の周知・活用促進

参考資料

◆私道整備原材料支給制度 (道路維持課)

地域住民の方が自ら行う私道の穴ぼこやへこみなどの軽微な補修に対し補修資材を支給する「私道の整備に伴う原材料支給制度」があります。

1. 支給対象事業について

- ・舗装道の穴ぼこ ・砂利道のくぼみ

2. 支給材料

品名	支給限度数
アスファルト常温合材	1袋(30kg) × 10袋
再生クラッシャーラン(砕石)	1.3立方メートル(2tダンプ1台)

◆移動等円滑化推進補助金 (交通バリアフリー推進課)

高齢者、障がい者等の移動や施設を利用する際に身体の負担を軽減するために簡易スロープ(工事を伴わない段差解消のためのもの)を購入する費用を補助します。

1. 支給対象

簡易スロープ購入に係る経費

2. 補助金額

対象経費の2分の1(100円未満切り捨て。上限10万円)

※上限金額は令和3年度まで5万円だったが、令和4年度より10万円に増額

3. 今年度の募集期間

令和4年7月1日から令和5年1月31日まで(予算上限に達し次第受付終了)

